

一般財団法人大阪府人権協会

評議員及び役員その他の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総 則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪府人権協会（以下、「この法人」という。）定款第14条、第28条及び第36条の規定に基づき、評議員、役員、顧問及び相談役の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 会議等とは、評議員会及び理事会を含む会議を言う。

第2章 評 議 員

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、評議員会1回の出席につき5千円を支給することができる。

3 この法人が各評議員に支給する報酬等の総額は、各事業年度において10万円を超えないものとする。

4 評議員に対して、この法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。この場合の謝金は、前項の各評議員に支給する報酬等の総額には含めないものとする。

(退職慰労金)

第4条 この法人は、評議員に対して、退職慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員への報酬は、当該評議員会において出席した各評議員に対し、現金にて支給するものとする。

2 第3条第4項に規定する謝金の支給方法については、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に準ずる。

第3章 役員

(報酬等の支給)

第6条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事には、執行した職務において、1回につき5千円を支給することができる。

3 代表理事及び業務執行理事には、1日につき2万円を超えない額を支給することができる。

4 使用人を兼務する理事には、本規程に従って役員報酬を支払うことができる。ただし、使用人としての賃金は、職員賃金規程に従って職員給与として支払う。

5 第2項から第4項まで（第4項ただし書きを除く。）の総額は、各事業年度において450万円を超えないものとする。

6 監事には、執行した職務において、1回につき5千円を支給することができる。

7 前項の規定にかかわらず、監事には毎事業年度15万円を超えない額を別途、報酬として支給することができる。

8 役員に対して、この法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。この場合の謝金は、前各項の各役員に支給する報酬等の総額には含めないものとする。

(退職慰労金)

第7条 この法人は、役員に対して、退職慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員への報酬は、理事会において出席した各役員に対し、現金にて支給するものとする。

2 役員への報酬が、理事会出席以外の職務に対するものである場合は、この法人の職員の例による。

- 3 第6条第3項に規定する報酬については、毎事業年度始めに、当該監事の指定する方法により、支払うものとする。
- 4 第6条第5項に規定する謝金の支給方法については、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に準ずる。

第4章 顧問及び相談役

(報酬等の支給)

第9条 この法人は、顧問及び相談役の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 顧問及び相談役には、会議等1回の出席につき5千円を支給することができる。
- 3 この法人が各顧問及び相談役に支給する報酬等の総額は、各事業年度において5万円を超えないものとする。

(退職慰労金)

第10条 この法人は、顧問及び相談役に対して、退職慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第11条 顧問及び相談役への報酬は、現金にて支給するものとする。

第5章 費用

(費用)

- 第12条 この法人は、評議員、役員、顧問及び相談役がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 会議等への出席に係る交通費については、その実費を支給する。

(費用の支給方法)

- 第13条 費用は、発生の都度、現金にて支払うものとする。ただし、当該役員等が指定する方法がある場合は、その方法による。
- 2 費用が交通費にかかるものである場合、公共交通機関を使用したものとして算定し、その路程は、住所地の市町村から起算することとする。

第6章 その他

(改正)

第14条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、移行による一般財団法人設立登記の日から施行する。

この規程は、2013年6月21日から施行する。

この規程は、2015年6月24日から施行する。